

令和元年度 八戸市交通部輸送の安全に関する目標及び結果

輸送の安全に関する結果

【令和元年度の目標】

(1) 重大事故件数

目標 0 件

(2) 有責事故発生件数

(前年度対比)

目標 20%減

	H30 年度	R1 年度
重大事故	0 件	0 件
有責事故	28 件	34 件

輸送の安全に関する計画等

(1) 安全方針

「もっと安全・もっと安心・もっと快適な市営バス」を目指して

- ① 交通法規の遵守
- ② 自責事故の根絶
(特に後退時)
- ③ 車内事故の根絶
- ④ 確認操作の徹底

(2) 年間指導計画の重点取組項目

- ① 法令・規程の遵守
- ② 車内マイクの活用
- ③ 不安全行動の禁止
- ④ ゆとり運転の励行

(3) 輸送の安全に関する計画の実施状況

(別紙のとおり)

輸送の安全に関する支出 (主なもの)

予算額 (上段)
執行済額 (下段)

(1)	派遣研修	(328,000 円) 52,990 円
	職員研修	(1,500,000 円) 1,327,585 円
(2)	適性診断	(301,000 円) 161,500 円
(3)	アルコール濃度測定システム 保守管理委託	(112,000 円) 91,560 円

輸送の安全に関する計画の実施状況 (別紙)

実施日：平成31年4月1日～令和2年3月31日

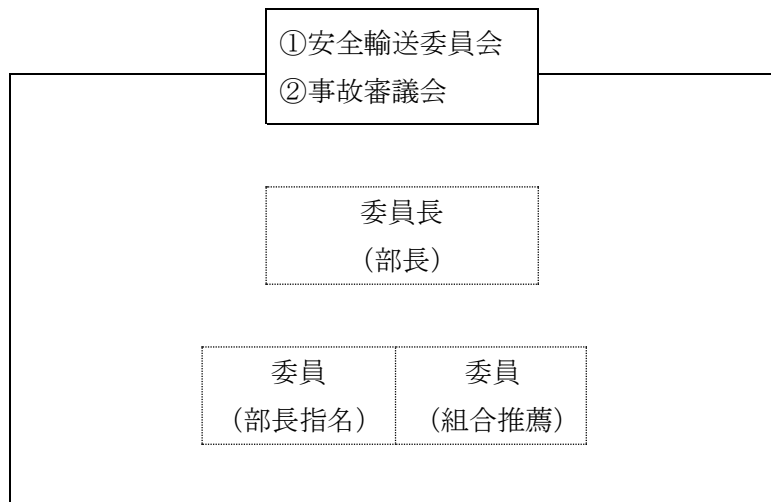
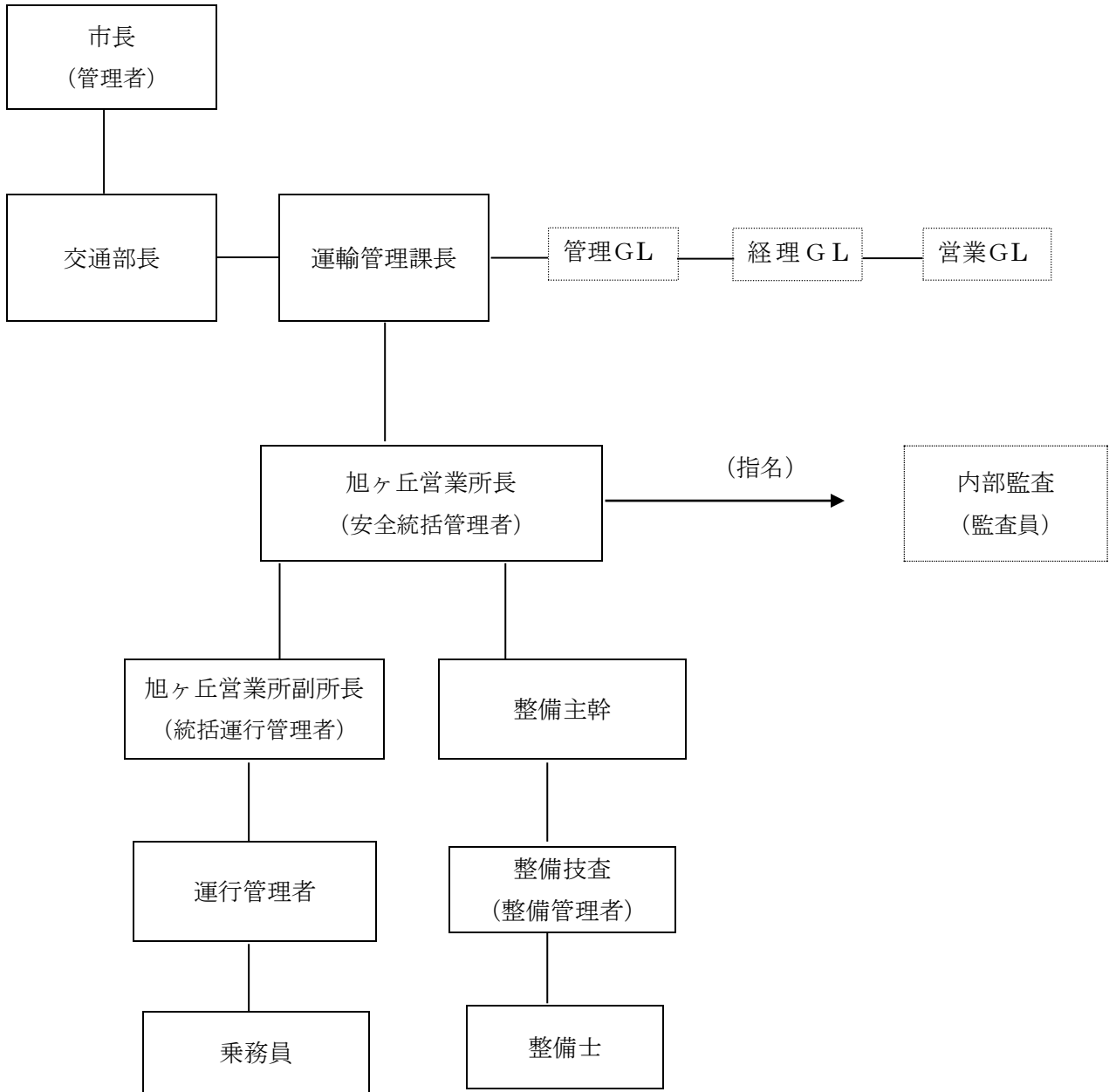
項目		内容													
乗務員の教育・研修	<table border="1"> <tr> <th>研修</th> <th>乗務員研修① 5/13～17 167名参加</th> <th>乗務員研修② 8/19～23 165名参加</th> <th>乗務員研修③ 12/9～13 161名参加</th> <th>乗務員研修④ 2/25～3/2 160名参加</th> </tr> <tr> <td>指導監督区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	研修	乗務員研修① 5/13～17 167名参加	乗務員研修② 8/19～23 165名参加	乗務員研修③ 12/9～13 161名参加	乗務員研修④ 2/25～3/2 160名参加	指導監督区分								
	研修	乗務員研修① 5/13～17 167名参加	乗務員研修② 8/19～23 165名参加	乗務員研修③ 12/9～13 161名参加	乗務員研修④ 2/25～3/2 160名参加										
	指導監督区分														
	①運転上の心構え	○			総括研修										
	②安全確保の基本的事項			○											
	③バスの構造上の特性		○												
	④乗車中の旅客の安全確保		○												
	⑤乗降時の旅客の安全確保	○													
	⑥運行経路・交通状況の確認			○											
	⑦危険の予測及び回避		○												
	⑧運転適性に応じた安全運転	運転適性診断を計画的に行い、その診断結果に基づき、自らの運転行動の特性を自覚させ、安全運転に係る適切な指導。(初任5名・一般30名・適齢8名・特定1)													
	⑨交通事故における生理的・心理的要因及び対処方法	○													
	⑩健康管理の重要性	・健康診断結果(脳ドック含む)に基づく指導			延べ380名										
		・健康管理簿で健康状態を把握し健康起因事故を防止する			毎日実施										
		・保健師による健康相談			延べ334名										
⑪安全装置を備えるバスの適切な運転方法			○												
⑫その他研修・指導	A. 添乗指導	・ドア開閉基本マニュアルに沿った操作及び接遇指導			延べ332名										
	B. 街頭指導	・踏切・交差点等におけるの運転状況を調査、指導			105名										
	C. 点呼査察(乗務員)	・点呼状況及び確実な日常点検を指導			5/10・7/19・9/20 10/9・12/11・2/13										
	D. 月別事故発生状況	・事故傾向及び事故事例を揭示し、注意喚起を図る			毎月実施										
	E. 個人面談	・健康管理等の安全に関する面談			69名										
	F. 外部講師研修	・輸送の安全に関する研修			(10/28～11/1) 163名										
	G. パリアフリー研修	・車椅子取扱い研修			6名										
	H. 乗務員接遇研修	・専門講師の研修により接遇能力の向上を図る			(1/23) 2名										
	I. メールマガジン情報	・他社の事故事例に学ぶ			随時揭示										
	J. 新規採用乗務員教習	・乗務指導要領に基づいた教習			6名										
	K. 特別教育指導	・事故及び苦情惹起者等の特別指導			6名										
	L. 飲酒に係る指導	・飲酒に関する宣誓書			毎月										
・飲酒に関する調査			5・7・9・10 11・12・2月												
・飲酒運転防止について家族の協力を手紙で訴える			12月5日送付												
運行・整備管理者の教育・研修	①点呼査察(運行管理者)	・厳正なる運行管理業務の徹底を図る			5/10・7/19・9/20 10/9・12/11・2/13										
	②運行・整備管理(補助)者研修	・安全運行管理に係る研修			毎月実施										
	③運行管理者講習(法定)	・一般講習(14名全員)			(10/11) 4名										
					(12/11) 4名										
	④整備管理者講習(法定)	・法定講習(二年毎)			受講者なし										
	⑤普通救命講習	・救命技能を学び乗客及び職員の救護に役立てる			受講者なし										
	⑥接遇担当者・クレーム対応研修	・接遇力及びクレーム対応力の向上を図る			(12/18～19) 1名										
	⑦適性診断活用講習	・適性診断における乗務員指導力の向上を図る			講習なし										
⑧交通安全セミナー	・事故防止に係る研修			(11/26) 2名											

訓練	①防災訓練	・地震、津波、災害時の指示伝達等訓練	9/12・3/10
	②消防訓練	・災害・事故・火災発生対応訓練	5/17・10/28
	③踏切事故防止訓練	・踏切トリコ脱出訓練	(4/8) 12名
	④バスジャック対策訓練	・連絡方法及び対策を学ぶ	(10/25) 3名
交通事故抑止等の運動	①春の全国交通安全運動	(4月)	5/11～20
	②不正改造防止強化月間	(6月)	4/1～3/31
	③車内事故防止キャンペーン	(7月)	7/1～31
	④夏の交通安全県民運動	(7月)	7/21～31
	⑤夏季のテロ対策強化	(7月)	7/20～9/1
	⑥秋の全国交通安全運動	(9月)	9/21～30
	⑦飲酒運転防止週間	(9月)	9/21～30
	⑧自動車点検整備推進運動強化月間	(9月)	9/1～30
	⑨バス無事故運動	(10月)・(2月)	10/9～18・2/13～19
	⑩エコドライブ強化月間	(11月)	11/1～30
	⑪年末年始の輸送に関する安全総点検	(12月)	12/11～1/10
	⑫冬の交通安全県民運動	(12月)	12/11～20
	⑬踏切事故防止強化週間	(3月)	3/25～31
	⑭安全啓発活動	バスの乗り方教室等	2回
情報の収集	①点呼執行者引継ぎ簿	・運行管理者（補助者）の業務引継ぎ	毎日実施
	②訓令・通達・指導・監督の指針等	・法令の遵守	随時周知
	③ヒヤリハット箱	・ヒヤリハット傾向を掴み事故防止対策を図る ・ヒヤリハットマップ作成（ドライブレコーダー活用）	157件
	④リスク管理記録（乗務員）	・運行状況のリスク情報を把握し改善を図る	11件
	⑤路線パトロール	・路線パトロールを実施し安全の確保及び改善を図る	適時実施
	⑥構内・庁舎内巡回記録	・テロ防止及び防火管理	毎日実施
	⑦アルコール検知器日常点検記録	・アルコール検知器保守管理	毎週実施
各部会の開催	①事故審議会	・事故の原因究明及び検証で再発防止対策を図る	5/24・1/16
	②安全輸送委員会	・輸送の安全に関する基本方針に基づいた目標・計画を策定	(8/28) 実施
		・無事故乗務員・優秀乗務員表彰	(11/27) 実施
		・輸送の安全に関する計画の実施状況及び改善状況の確認	(3/17) 実施
③定例会議	・輸送の安全の確保に必要な情報の共有及び対策を図る	毎週実施	
安全管理要員の教育・研修	①運輸安全マネジメント体制を充実させるための研修参加	・運輸安全マネジメントセミナー等	(1/30) 2名
	②運輸安全マネジメント体制を充実させるための内部監査要員養成	・内部監査安全マネジメント講習会	講習なし
	③整備主任者講習（法定）	・実技編	(9/17) 1名
		・法令編	(11/2) 2名
	④運行管理者及び補助者要員養成	・運行管理者資格取得	2名
	⑤整備管理者及び補助者要員養成	・整備管理補助者教習	受講者なし
⑥その他必要な責任者の養成	・特殊無線技士養成講座受講	(10/17) 1名	
監査	①定期内部監査	・年1回以上実施	11/11 実施
	②特別内部監査	・重大事故発生時実施	なし

事故報告規則第2条に規定する事故（重大事故等）に関する報告

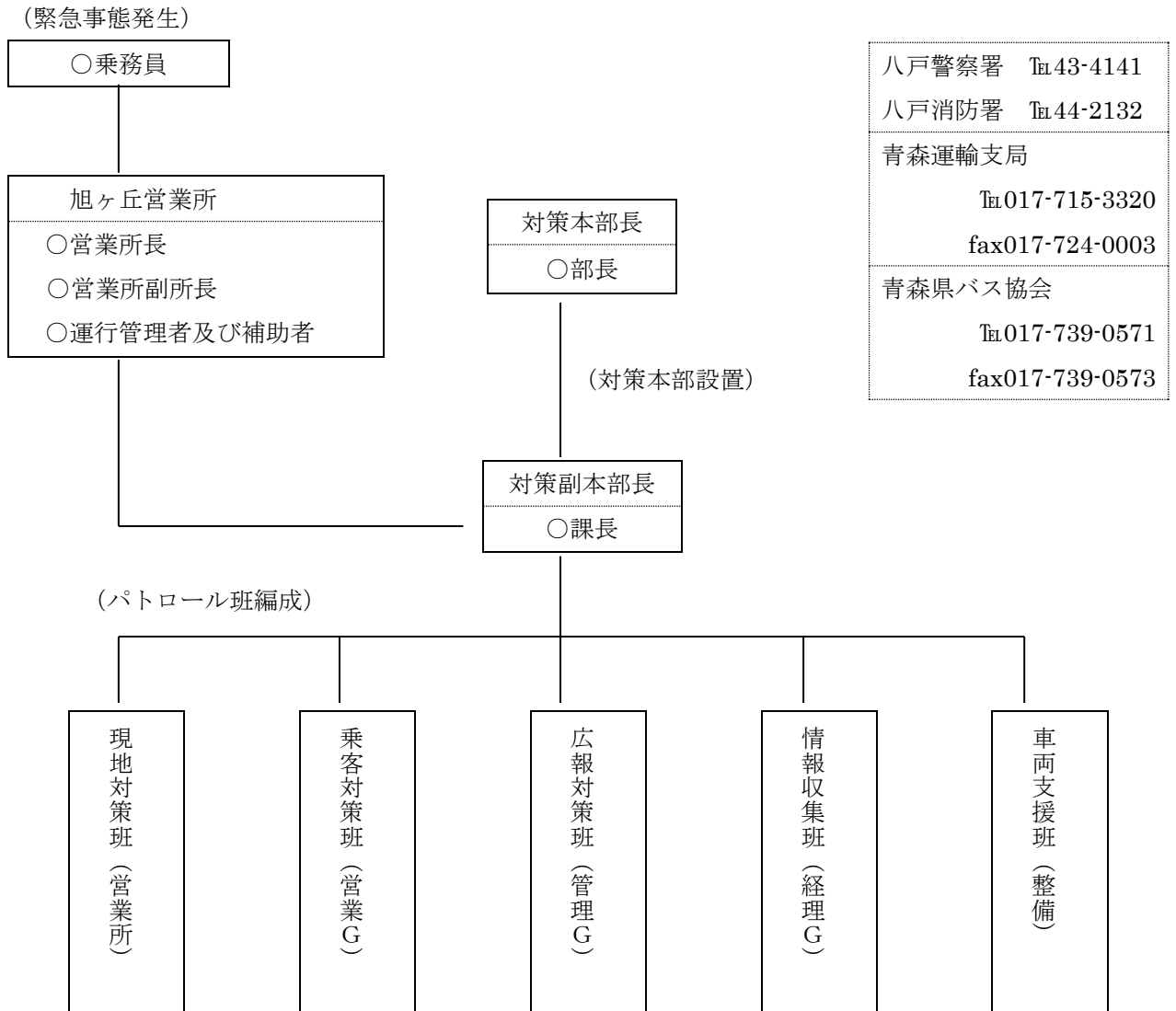
・自動車事故報告規則第2条第11号 5件（車両故障）

安全管理組織体制及び指揮命令系統



事故・災害等に関する報告・連絡体制

※負傷者の救護を最優先する。



- 医療機関手配
- 被害者家族への対応
- 報道機関（原則として、運輸管理課長対応）